

第2期福生市子ども・子育て支援事業計画の骨子（案）

1 子ども・子育てを取り巻く
背景と動向

- ・人口減少
- ・少子高齢化の進行
- ・核家族世帯やひとり親世帯の増加
- ・非正規雇用の増加や女性の就労率の高まり
- ・子どもの居場所づくり
- ・子育ての孤立化
- ・子どもの虐待
- ・子どもの貧困 など

様々な課題への対応が求められている

- ・平成27年4月：「子ども・子育て支援新制度」施行
「子ども・子育て関連3法」に基づく新制度がスタート
- ・平成29年6月：「子育て安心プラン」公表
令和2年度末までに全国の待機児童の解消・女性の就業率80%の達成を掲げる
- ・平成30年9月：「新・放課後子ども総合プラン」公表
令和3年度末までに待機児童の解消等を掲げる
- ・令和元年5月：「子ども・子育て支援法」一部改正
令和元年10月「幼児教育・保育の無償化」実施（予定）

2 国の方針（見込み量算定の考え方）

（1）第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方

- ・令和2年度末までに待機児童をゼロにするよう確保方策を設定
- ・0歳児保育については育児休業の取得状況等を踏まえて見込む
- ・企業主導型保育施設の地域枠の活用

（2）「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童健全育成事業に係る「量の見込み」の算出等の考え方

- ・令和3年度末までに待機児童を解消
- ・量の見込みを学年ごとに算出し、小学校6年生まで見込む

3 計画策定にあたって

現計画が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため、計画を策定し、関連計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子ども・子育ての支援を目指していく

- ① 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供
- ② 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- ③ 地域の子どもの子育て支援の充実

4 計画の位置づけ

- ・子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援する
- ・胎児から乳幼児期、学童期、思春期を含むおおむね18歳までの子どもを対象とする
- ・国の「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画として策定するとともに、福生市総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づける
- ・福生市地域福祉計画、福生市障害者計画をはじめ、他の計画などとの整合を図る
- ・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」による子どもの貧困対策や、「子ども・若者育成支援推進法」による子供・若者対策を盛り込んだ計画とする

5 計画策定の経過

- ・ニーズ調査（就学前児童の保護者、就学児童・中学生の保護者と本人、子育ての担い手）
- ・子ども・子育て審議会
- ・パブリックコメントの実施

6 計画の期間

- ・本計画は、5年を1期とした計画とする
- ・計画期間は、令和2年度～6年度とする
- ・計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行う

9 計画の基本的な考え方

- 国の基本指針にあるとおり、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に置く
- 社会的養護の観点を明示するため、基本理念等の記載に際しては、「すべての子ども」という表現を極力用いることとする

【検討する方向】

- （1）産まれる前から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実
- （2）乳幼児期から学齢期までの継続した育ちの支援
- （3）学齢期から青年期までの継続した育ちの支援
- （4）特別な配慮が必要な子ども・若者や家庭への支援
- （5）子育て世帯への経済的支援とワーク・ライフ・バランスの推進
- （6）安心して子育てができる生活環境の整備 など

7 福生市のこれまでの取り組み

- ・多様な保育サービスとして、市内認可保育所と小規模保育事業所における低年齢児保育を充実させるなど、平成28年度から平成31年度まで4年連続で、4月入所における「待機児童数ゼロ」を達成した
- ・平成27年度には市内で病児保育を開設し、その後も対象年齢を拡大するなどの充実を図り、子育てをしている親をサポートしていく取組を実施している
- ・平成30年4月より、母子保健事業に関する専門知識を有する保健師や、臨床心理士等が常駐する「子育て世代包括支援センター」を開設し、妊娠期から子育て期（主に未就学児）にわたる切れ目のないサポートを行っている

8 福生市の子ども・子育てを取り巻く現状・課題

- ・子どもの健やかな育ちのために、現在実施している妊娠から出産、乳幼児期と連続した支援に加え、悩みを気軽に相談できる機会と場所の提供の強化など、切れ目のない支援の充実を図ること
- ・家庭環境等の変化により多様化する相談に答えられるよう、情報提供及び相談業務の充実を図ること
- ・家庭のみならず、地域全体で子どもを育てていくという意識を醸成し、地域での教育力も高めていくこと
- ・地域の人材や地域資源を活用した段階的な子どもの居場所づくりを確保すること
- ・これから親になる世代や子育て中の親が、子どものしつけや生活習慣の見直し、家庭内での教育力を高めるための家庭教育に関する学習を支援すること
- ・支援を必要とする子どもや、困難を抱えた家庭・子どもが健やかに成長するために、一人ひとりの個性と能力に応じた配慮や、子どものライフステージにあわせた、行政の各分野（保健、保育、教育、福祉等）が総合的に支援すること
- ・企業を含めた仕事と子育ての両立支援の環境を確立するため、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方をさらに浸透させていくこと
- ・福生市の特性や今ある地域の資産の活用、家庭・学校・地域・行政等との連携など、社会全体で子どもにやさしいまちづくりを推進すること

10 第2期計画の目次構成（案）

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 国の動向
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画策定の経過（策定体制）
- 5 計画の期間

第2章 福生市の子ども・子育てを取り巻く現状・課題

- 1 社会的な状況
- 2 保育サービス等の状況
- 3 アンケートから見られる現状
- 4 現計画の評価

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本方針
- 3 基本目標
- 4 施策の体系

第4章 施策の展開

- 基本目標1 産まれる前から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実
- 基本目標2 乳幼児期から学齢期までの継続した育ちの支援
- 基本目標3 学齢期から青年期までの継続した育ちの支援
- 基本目標4 特別な配慮が必要な子ども・若者や家庭への支援
- 基本目標5 子育て世帯への経済的支援とワーク・ライフ・バランスの推進
- 基本目標6 安心して子育てができる生活環境の整備

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方
- 3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

第6章 計画の進行管理

- 1 施策の実施状況の点検
- 2 国・都等との連携